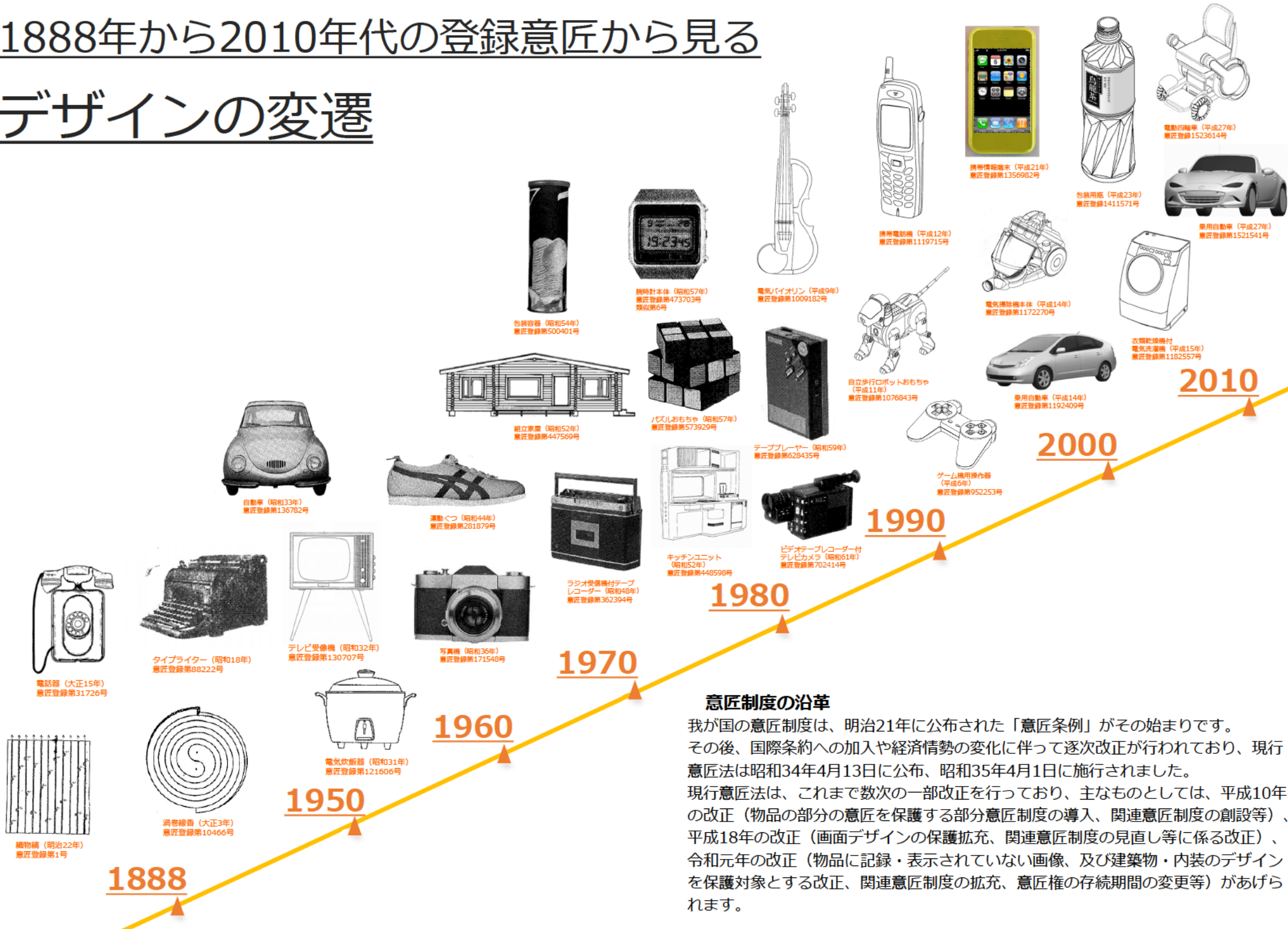


1888年から2010年代の登録意匠から見る

デザインの変遷



意匠制度の沿革

我が国の意匠制度は、明治21年に公布された「意匠条例」がその始まりです。その後、国際条約への加入や経済情勢の変化に伴って逐次改正が行われており、現行意匠法は昭和34年4月13日に公布、昭和35年4月1日に施行されました。現行意匠法は、これまで数次の一部改正を行っており、主なものとしては、平成10年の改正（物品の部分の意匠を保護する部分意匠制度の導入、関連意匠制度の創設等）、平成18年の改正（画面デザインの保護拡充、関連意匠制度の見直し等に係る改正）、令和元年の改正（物品に記録・表示されていない画像、及び建築物・内装のデザインを保護対象とする改正、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更等）があげられます。